

05 静財財財第 1615 号  
令和 5 年 9 月 21 日

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長  
(財政部財政課)

令和 6 年度当初予算編成方針について (通知)

令和 6 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

6 月 16 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(「骨太の方針 2023」)において、国は、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面しており、こうした「時代の転換点」とも言える内外の構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進め、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならないとしている。

岸田政権が進める「新しい資本主義」は、こうした変化に対応した経済社会の変革を進め、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、「成長と分配の好循環」を目指すものである。30 年ぶりの高水準となる賃上げや企業部門の高い投資意欲などの前向きな動きが現れている今、こうした動きを更に加速させるべく、構造的な賃上げの実現やこども・子育て政策の抜本的な強化などの「新しい資本主義」の実現に向けた取組を進めていくこととしている。

さらに、経済再生と財政健全化の両立を図るため、中長期的な視点を重視した経済財政運営に取り組むとともに、経済波及効果や質・効率の高い行財政改革を徹底することで、経済をしっかり立て直し、財政健全化に向けて取り組むこととしている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」(6 月 16 日閣議決定)を策定し、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、三位一体の労働市場改革を通じて構造的賃上げを実現し、賃金と物価の好循環へつなげるとともに、人への投資、国内企業立地促進、GXの実現に向けた投資など、官民連携による投資を拡大することで、「新しい資本主義」による成長と分配の好循環を目指すこととしている。

7 月 25 日の閣議において、財務大臣は「令和 6 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示したが、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

具体的には、社会保障費の高齢化等に伴う増加額として 5,200 億円を見込む中、裁量的経費の要求で前年度当初予算額から 1 割の削減を義務付けている。一方では、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた「新しい資本主義」の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取

り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため、骨太の方針 2023 及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を設けることとしている。

国の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

## 2 本市の財政状況

令和 4 年度一般会計決算では、財政の硬直度を示す経常収支比率は、対前年度 3.1 ポイント増の 93.1%となった。普通交付税の再算定により一般財源が臨時的に増加した令和 3 年度を除き、直近 5 年間は 92~94%台と高い水準で推移しており、今後の新たな財政需要への対応が困難になるおそれがある。また、一般会計の市債残高は、臨時財政対策債や緊急防災・減災事業債の増加などにより、約 4,881 億円と、直近 5 年間で約 267 億円増加している。このため、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

令和 5 年度の当初予算編成では、第 4 次行財政改革推進大綱やアセットマネジメント基本方針に基づく取組を予算に反映し、第 4 次総合計画の「5 大重点政策」に位置付けられた取組や、令和 4 年台風 15 号被害や感染症の状況を踏まえた「危機管理の強化」に資する取組、「DX・GXの推進」及び「人口活力の向上」に資する取組に予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底した。しかし、なお 50 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。また、今後の財政見通しでは、令和 6 年度から 12 年度において、毎年 67 億円から 80 億円の大幅な財源不足が発生し、厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

令和 6 年度予算編成に当たっては、歳入においては、依然として、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、光熱費や建設資材をはじめとする物価高騰の影響の長期化や、自立支援給付費や障害児施設給付費などの社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれ、財政運営は厳しい状況である。

このため、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、既存事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルドによる歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

## 3 令和 6 年度予算編成方針

### (1) 基本方針

人口減少の加速化、急速な社会変革の進展、自然災害の激甚化・頻発化など、本市を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。こうした状況の中、市民の幸福度が高い「安心感がある温かい社会」の実現に向けて、「くらしの安心感」、「経済的な安心感」、「災害への安心感」を高めるため、財政の健全性を維持しつつ、積極的な財政出動を行っていく必要がある。

令和 6 年度は、第 4 次総合計画のうち、「子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進」、「地域経済の活性化」、「地域の文化力の向上」、「災害対応力の強化」といった施策に対し、予算の重点配分を行い、最優先で取り組んでいく。

また、社会が大きな変革期にある中、多様かつ複雑な社会問題を解決するため、

地域社会の資源や絆などの「社会の大きな力」とDX・GXなどの推進をはじめとした「世界の大きな知」をつなげ、それらを市政が下支えし伴走する「共創」の取組を進める必要がある。

そのためには、「論理」と「根拠」に基づき政策を立案した上で、それをわかりやすく提示し、市民や地域社会の「共感」を得て実行する「根拠と共感に基づく政策執行」を推進しなければならない。

加えて、将来にわたって健全な財政運営を行うためには、公共施設だけでなく、民間資産を含めたアセットマネジメントを推進するとともに、既存事業の徹底した見直しなどによるこれまでの延長上とは異なる行財政改革を推進する必要がある。

以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行うものとし、これにより、「安心感がある温かい社会」を実現し、「市民（ひと）」が輝き、「都市（まち）」が輝く社会を目指していく。

なお、これらのことを達成するため、各局は独自性を発揮した政策形成を行えるよう、創意工夫のもと予算要求を行うこととする。

① 第4次総合計画のうち、予算を重点配分する施策

市民の幸福度が高い「安心感がある温かい社会」を実現するため、次に掲げる施策に対して予算を重点配分する。

ア 子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進

安心して出産・子育てができ、充実した教育を受けられる環境や、誰もが健康で暮らし続けることができる社会を構築するための取組

イ 地域経済の活性化

「社会の大きな力」の活用などにより地域経済を活性化し、経済的な安心感を持つことができる社会を構築するための取組

ウ 地域の文化力の向上

本市独自の地域特性や資源を活かした「アート・スポーツ」、「歴史」、「海洋」、「オクシズ」の文化力を高め、心豊かに暮らし、活発に交流することができる社会を構築するための取組

エ 災害対応力の強化

激甚化・頻発化する災害への対応力を強化し、安全・安心に暮らすことができる社会を構築するための取組

※ ア～エの取組に資するソフト事業で、新規及び既存事業の拡充については、政策的経費の上限要求枠とは別に特別枠を設定する。特別枠の総額は10億円（一般財源ベース）とする。

② アセットマネジメントの推進

公共施設だけでなく、民間の資産を含めたアセットマネジメントを推進するため、将来推計人口を見据えた公共施設の民営化や複合化、統廃合を進めるとともに、企業用地の創出や農地の集約など、民間の資産を有効活用するための

取組を推進する。

③ 行財政改革の推進

収入確保やコスト削減、民間資金の活用など、第4次行財政改革推進大綱に基づく前期実施計画（令和5～8年度）の取組を確実に予算に反映する。加えて、ゼロベースで既存事業の廃止・縮小に向けた見直しを徹底的に行うとともに、事務の効率化、仕事の仕方の見直しなどの業務変革に向けた取組を進める。

④ 国の交付金等や有利な市債の積極的な活用

骨太の方針 2023等を踏まえ、デジタル田園都市国家構想交付金等の国が推進する取組に対する補助金・交付金等を積極的に活用するとともに、脱炭素化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用する。また、ふるさと納税による寄付金収入の増加に向け、積極的に取り組んでいく。

⑤ 物価高騰等への対応

ア 市民・事業者向けの物価高騰等対策は、市民生活や地域経済の状況を踏まえて必要な対策を講じる。実施時期や財源は、国の施策の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

※ 上記事業については、政策的経費の上限要求枠とは別に臨時経費として所要額を要求すること。

イ 第4次総合計画に基づく事業（ハード事業）は、企画課からの内示額の範囲での要求とする。

ウ 光熱費等については、今後の価格の推移を踏まえ、必要な額を追加で示達する。

エ その他経費については、事業の見直しや再構築などにより、財政課から各局に示達する額の範囲内での要求とする。

⑥ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすることなどにより、市債残高を適正に管理する。

⑦ 国の補正予算が編成された場合への対応

今後、国の動向を注視し、令和5年度補正予算の編成の動きがあった場合には、速やかに、令和6年度当初予算からの前倒しなどが行えるよう体制を整えておくこと。

(2) 具体的な取組

上記の基本方針を十分に踏まえた上で、以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

#### <全般的事項>

- ① 社会が大きな変革期にある中、多様かつ複雑な社会問題を解決するためには、市の取組だけでは限界があることから、「社会の大きな力」と「世界の大きな知」をつなげ、それらを市が下支えし伴走する「共創」の取組を推進すること。
- ② 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ③ 市民目線に立ち、社会経済の将来動向や最新の科学技術等を考慮の上、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを徹底的に行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
- ④ 要求する事業、特に政策的経費は、将来の目指す姿から逆算して現在取り組むべきものとする。また、具体的なデータ等の数値に基づき現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理し、事業費を精査した上で要求すること。
- ⑤ 新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行うスクラップアンドビルド方式により要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な数値目標）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
- ⑥ 第4次総合計画の重点政策に位置付けられた事業（ソフト事業）は、企画局（企画課）より示された方針に沿って、第4次総合計画の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑦ 第4次総合計画のハード事業は、企画局の内示における指示事項を踏まえて要求すること。
- ⑧ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。また、民間の資産の活用においては、現状・課題、目的、活用方法及びその効果を整理して予算要求すること。
- ⑨ 第4次行財政改革前期実施計画に基づく取組結果を、予算要求に反映させること。また、「既存事業の見直しについて（依頼）（令和5年8月30日付け05 静総総第1453号総務局長・企画局長・財政局長連名通知）」に基づき、ゼロベースで既存事業の廃止・縮小に向けた見直しを徹底的に行うこと。
- ⑩ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。

- ⑪ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の動向に注視し、制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。手数料については、積算根拠等を点検した上で、必要な見直しを行い、内容を予算に反映させること。

なお、使用料の料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額（増収分）について別の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

未利用財産については、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

企業版ふるさと納税、広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費（会計年度任用職員を除く）

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、

抑制に努めること。

- エ 会計年度任用職員に係る経費（枠配分対象外）について  
会計年度任用職員に係る給料・報酬等については、総務局（総務課）からの内示を踏まえて要求すること。

② 政策的経費

ア 重点政策

企画局（企画課）から内示を受けた事業については、成果指標や KPI（重要業績評価指標）と事業期間（終期）を明確に設定した上で、内示における指示事項を踏まえて要求すること。

なお、市政変革研究会、その他研究会及び各局等に設置されたプロジェクトチームでの検討を踏まえて実施する事業は、企画局（企画課）が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて追加要求すること。

イ 投資的経費

（ア）第4次総合計画に基づく事業

企画局（企画課）が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて要求すること。

- a 補助・直轄事業については、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。
- b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで要求すること。
- c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこと。

（イ）臨時の事業

事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。なお、要求額については、局ごとの一般財源ベースで前年度を超えない範囲とすること。

（ウ）その他の事業

毎年平準化して実施する普通建設事業のうち、総事業費 5,000 万円未満の事業で、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

（エ）災害復旧費

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること

- （オ）「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

- （カ）アセットマネジメント対象施設の大規模修繕・建替等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

ウ 政策的経費（枠配分）

（ア）補助金、負担金

内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

（イ）施設維持管理経費

毎年平準化して実施する維持管理的な事業のうち、施設の長寿命化など将来の財政負担軽減効果が期待できる取組などで、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

（ウ）その他の政策的経費

上記ア～ウ（イ）、下記エ、オ以外のその他の経費は、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

エ 政策的経費（枠対象外）

（ア）繰出金、出資金、貸付金、積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

なお、特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、企業会計については経営計画を踏まえ、必要額を要求すること。

（イ）事業費変動経費

毎年実施する維持管理的な事業のうち、事業内容がほとんど変化しないが事業費の増減が年度間で著しく大きな事業などで、事前に財政課と協議を行った上、内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

（ウ）その他の政策的経費

重点政策の対象外であるが政策的に実施する継続事業のうち、財政課で査定する必要がある事業などで、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

オ 臨時経費

（ア）物価高騰等対策経費

市民・事業者向けの物価高騰等対策の事業で、事業実施の必要性や国・県の施策との整理、費用対効果などを十分精査した上、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

（イ）その他臨時経費

他の編成区分で予算化できない単年度の臨時経費で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、局ごとに、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

③ 局裁量予算について

政策的経費のうち、投資的経費のその他の事業（総事業費 5,000 万円未満）（上記②イ（ウ））、政策的経費（枠配分）（上記②ウ）は、局裁量予算とし、各局の裁量と責任で予算編成を行う。

なお、局裁量予算の一般財源額は、局裁量予算内の各経費区分間で調整することができる。

④ 既存事業の見直しによる事業費の削減について

重点政策のうち新規事業及び既存事業の拡充のソフト事業の財源とするため、「既存事業の見直しについて（依頼）（令和5年8月30日付け05 静総総第1453号総務局長・企画局長・財政局長連名通知）」に基づき、廃止・縮小を行うこととした事業については、確実に予算要求に反映させるとともに、当該廃止・縮小により不要となった一般財源額は、財政課から示す各経費における一般財源額から減じて予算を調整すること。

(3) 特別会計・企業会計

① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組を進めること。

② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。

② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（総務課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。

③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。